

議案第27号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

東金町多目的広場の利用料金の上限額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の部(1)の款メインアリーナの項から第二武道場の項までの規定中「125円」を「100円」に、「つき25円」を「つき20円」に改め、同表3の部東金町多目的広場（全面）の項中「1,600円」を「900円」に、「6,400円」を「3,600円」に、「8,000円」を「4,500円」に、「8,800円」を「4,950円」に改め、同部東金町多目的広場（半面）の項中「800円」を「450円」に、「3,200円」を「1,800円」に、「4,000円」を「2,250円」に、「4,400円」を「2,470円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第16条第1項の承認その他の行為は、施行日前においても行うことができる。